

社会福祉法人 江南市社会福祉協議会会長の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人江南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条第1項の規定に基づき、会長の報酬に関して、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長の報酬額は、月額30,000円とする。

(支給日)

第3条 報酬の支給日は、一般職員の例による。

(支給方法)

第4条 報酬は、新たに就任した日からその月の現日数を基礎とした日割り計算により支給し、任期満了、辞職、失職、解任、死亡等によってその職を失った場合には、その職を退いた日までその月の現日数を基礎とした日割り計算により支給する。

2 退任した者が再びその職に就任した場合は、引続き在職しているものとみなし報酬を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。